



過重労働による健康障害防止については、本年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015―未来への投資・生産性革命―」において、引き続き、働き過ぎ防止のための取組強化が盛り込まれたことと共に、本年7月24日には、過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、また、本年11月には同法に基づく過労死等防止啓発月間の一環として過重労働解消キャンペーングが実施されたところです。また、愛知労働局の平成27年度行政運営方針の中の労働基準行政における

の主要事項として過重労働防止対策が挙げられています。さて、これまでの過重労働防止対策については、大きく2点の対策が取りました。1点目は時間外労働、休日労働の削減、2点目は長時間労働者への医師による面接指導の実施とそのための健康管理体制の整備です。

生して労働時間や健康障害防止に関する法違反が認められた事業者や違法状態が定着しない悪質な事業者に対しては司法処分とし送検した場合には企業名を公表すること等、その内容は長時間労働の削減にかかるものとなっています。

これから過重労働防止対策として、長時間労働に至る仕事量的な原因の究明とその対策対応、労働時間の適正な把握と時間外労働時間の管理、長時間労働の抑制についての経営トップによるメッセージの発信、年次有給休暇の取得促進等過重な長時間労働の削減のための取組の程よろしくお願いします。

る取組事項において、二つ掲げられた最重点対策の中の1点目「長時間労働の削減等に向けた取組」

局が挙げた過重労働防止対策においては、各種情報等により月100時間を超える時間外労働が行われていると考えられる事業者や過労死等に係る労災請求が行われた事業者に対し監督指導を実施すること、過労死等が発生することにシフトし、そのための指導等が強化されています。

長時間労働者に対する医師による面接指導は過重労働防止対策として大変重要な対策です。しかし長時間労働を無くせば、当然その面接指導も要しないこととなります。

企業内研修や各種講演に当協会をご利用ください!

名北労働基準協会では、労務・安全衛生に関する企業内研修や安全大会などにおける各種講演、また会員事業場に限り、安全・衛生・労務に関するビデオ・DVDを無料にて貸し出しています。ご利用をお待ちしています。

お問い合わせ先 当協会総合受付（☎ 052-961-1666）